

幸せ実感都市
『ながの』



長野市 緑を豊かにする 計画 【概要版】



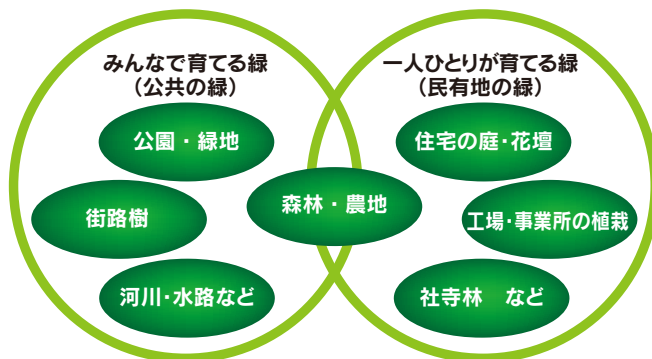
平成 31 年 4 月
長野市

長野市緑を豊かにする計画とは

本計画は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）として、本市が策定します。本計画は、本市の緑に関する中長期的な観点から定める基本計画として、公共施設や民有地の緑化、豊かな自然の保全、緑に関する普及啓発等に、市民・ボランティア団体・事業者・行政などが一体となって取り組み、緑豊かなまちづくりを推進するものです。

計画で対象とする緑

本計画では、公園・街路樹・住宅の庭・工場や事務所の植栽、市街地のオープンスペースの緑などの身近にみえる緑のほか、森林・農地・河川など、市内にあるすべての緑を対象とします。



緑の役割

緑には、私たちに美しい四季の彩りや涼しい緑陰を提供するとともに、「環境を守る」、「人々の生活を豊かにする」など、様々な役割があります。こうした緑を守り育てることで、私たちの生活は快適で豊かなものになります。緑の役割を4つに大別します。



計画改定の背景とポイント

●本市を取り巻く社会状況の変化

少子高齢化、人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、社会資本の整備と老朽化の進行、財政面、人員面の制約の深刻化、市民の価値観の多様化など

●上位計画の改定

上記の課題解決のために、最上位計画である「長野市総合計画」、都市計画分野の計画である「長野市都市計画マスタープラン」を平成29(2017)年度に改定。

●緑とオープンスペースに関する国の政策

緑とオープンスペースのポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する新たなステージへと移行。緑に関する法律（都市公園法、都市緑地法）を改正。

- ・社会資本のストック効果を最大限発揮していく
- ・ストックを適切に維持管理し、またその魅力向上を図る

【計画改定のポイント】

計画改定のポイントは次の3点です。

- ・人口減少や少子高齢化が進むなか、新たな整備による緑の量の充足とともに、今ある緑の質を高めることが重要 ⇒『量から質への転換』
- ・財政面、人員面の制約の深刻化が進むなか、民間活力による緑の整備や維持管理の推進が必要 ⇒『民間活力の導入検討』
- ・持続可能な都市緑化を進めるためには、市民の緑に対する意識を高め、市民と行政が協働で緑を守り育てていくことが必要 ⇒『市民との協働の一層の推進』

緑の将来像

本市には、善光寺平を取り巻く緑豊かな山々、千曲川や犀川などの河川、その水に支えられた広がりのある農地など、四季折々の変化にあわせて私たちに美しい景観を提供してくれる緑があります。これらの緑は、私たちの暮らしの中に息づき、受け継がれてきたものです。また、市街地では公園や街路樹などの身近な緑が私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。

さらに、地域での花壇づくりなどを通し、緑とふれあうことで意識の高まりや人、地域とのつながりが育まれます。

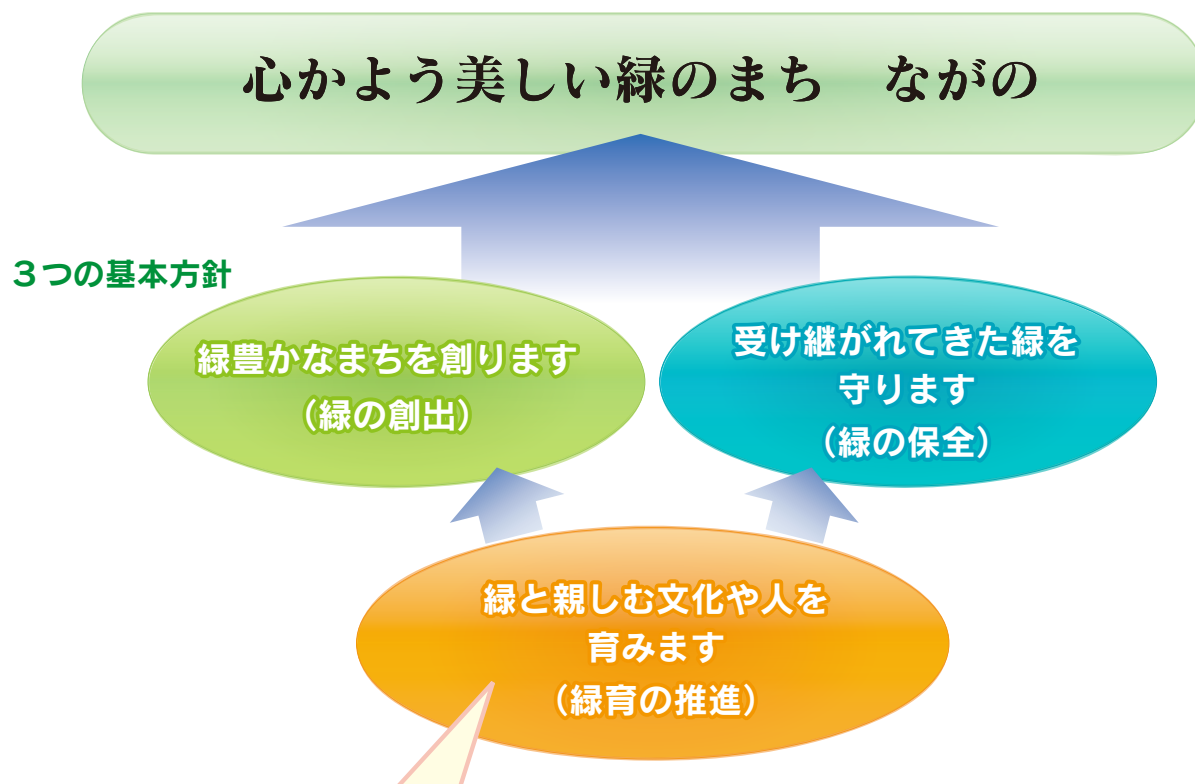
緑を守り、創り、育て、次の世代へと引き継ぐために、さまざまな『緑』やそれに携わる『人』が互いに心をかよわせ、協力しながら、美しい緑のまちを目指すため、「心かよう美しい緑のまち ながの」を緑の将来像とします。

基本方針

緑の将来像「心かよう美しい緑のまち ながの」を実現するため、引き続き『緑豊かなまちを創ります（緑の創出）』、『受け継がれてきた緑を守ります（緑の保全）』、『緑と親しむ文化や人を育みます（緑育の推進）』の3つを本計画の基本方針とします。

また、3つの基本方針のうち、『緑と親しむ文化や人を育みます（緑育の推進）』は、これからの本市における、緑の創出と緑の保全を達成するために不可欠です。

緑の将来像



『緑育』とは

花づくり、庭木の手入れ、花壇の整備など、「緑を守る、育てる」という共通の取り組みを通じて、市民相互のつながりが生まれ、花や緑を大切にする文化や人間性が育まれていくことを本計画では『緑育』と呼んでいます。

緑の指標

「基本方針1 緑豊かなまちを創ります（緑の創出）」、「基本方針2 受け継がれてきた緑を守ります（緑の保全）」、「基本方針3 緑と親しむ文化や人を育みます（緑育の推進）」という基本方針の進捗状況等を判断するため、次の3つの項目を緑の指標とします。

緑の指標1 市民1人あたりの都市公園面積

市民が身近な緑（都市公園などのオープンスペース）にふれあえる環境を整備します。そのため、市民1人あたりの都市公園面積を指標とし、指標値を増加させます。

平成38（2026）年度

市民1人あたりの都市公園面積 10.00㎡

平成30（2018）年度

市民1人あたりの都市公園面積※¹ 7.68㎡

市民1人あたりのオープンスペース※²面積 10.38㎡

※1 市民1人あたりの都市公園の敷地面積の目標は、「長野市都市公園条例」で10㎡と定められています。

※2 オープンスペースは、都市公園の他に、遊園地、野球場、マレットゴルフ場などの公共施設、生産緑地を含みます。



緑の指標2 緑被率

公共用地・民有地の緑化を推進するとともに、森林・農地・市内に点在する緑の保全状況を判断するため、都市計画区域内と市街化区域内の緑被率を指標とし、指標値を維持します。

平成29（2017）年度

都市計画区域内の緑被率 58%

市街化区域内の緑被率 19%



緑の指標3 緑に関わる愛護活動やボランティア活動に携わる市民の割合

「緑育」が多くの市民に根付き、市民の緑化活動がより幅広く、より深いものとなっているかを判断するため、緑に関わる愛護活動やボランティア活動に携わる市民の割合を指標とし、指標値を増加させます。



基本方針１ 緑豊かなまちを創ります（緑の創出）

公園や街路樹、緑地の確保された公共施設や民有地などは、わたしたちの「身近な緑」として、生活に安らぎや潤いを与えてくれます。

人口減少・高齢化が進展するなかで、都市公園整備の方針を「量」から「質」へ転換し、「緑とオープンスペース」が持つ多機能性を最大限に引き出すことにより、良質な「身近な緑」を創ります。

この「身近な緑」と市街地の周辺に広がる森林や農地を、街路樹や水路などの連続性のある緑でつなぎ「緑のネットワーク」を形成し、緑豊かなまちを目指します。

＜主な取り組み＞

- ・市民の多様なニーズや人口減少・高齢化などの社会構造の変化に対応するため、利用者が安心して利用できる安全で良質な公園緑地の整備を推進します。
- ・都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図るため、民間活力の導入を検討します。
- ・樹木の管理や定期的な施設の清掃・点検、破損した施設の修繕などを行い、安全に安心して利用できるように公園の機能を維持します。
- ・市民・事業者との協働により、住宅地や工場・事業所内の緑化、駅周辺や商店街など、身近な緑の充実を図り、やすらぎと潤いのある住環境を形成するとともに、敷地面積の大きい工場や事業所の緑化を促進し、市街地にまとまりのある緑を確保します。
- ・緑を水路や街路樹などの連続性のある緑でつなぎ、緑のネットワークを形成するとともに、生物多様性の確保を図ります。

緑化重点地区の指定

緑化重点地区とは、都市緑地法第４条第２項第７号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

緑化重点地区では、緑地協定及び市民緑地契約の締結、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備などの緑化施策を定めることが考えられます。

本市では、松代緑化重点地区に加え市街化区域全域を緑化重点地区に指定します。

基本方針２ 受け継がれてきた緑を守ります（緑の保全）

歴史や文化的環境と調和した緑や、樹齢を重ねた巨樹・巨木などは、まちの歴史・文化や人々の生活と一体となった緑として、受け継がれてきました。また、市街地周辺に広がる緑豊かな森林・河川・農地は、都市の環境や人々の生活を支える重要な緑です。

これらの緑を保全・活用し、豊かな自然環境を維持しながら、次の世代へと引き継ぎます。

＜主な取り組み＞

- ・市内に点在する巨樹・巨木、文化財やその周辺の緑など、歴史や文化と調和した緑を保全します。
- ・市内には貴重な動植物が生息する自然が数多くあります。それらを保全するとともに、豊かな自然とのふれあいや発見ができる環境づくりを推進します。
- ・森林や農地、水辺環境の保全と活用を図ります。

基本方針３ 緑と親しむ文化や人を育みます（緑育の推進）

緑化イベントや身近な緑の手入れなど、緑とのふれあいを通じて、緑を守り育てる意識が高まり、緑化ボランティアの活動など、さまざまな協働を通じて、「人のつながり」や「豊かな人間性」が育まれます。そして、緑とふれあう習慣や文化が定着することで、まちづくりや地域を考える心が芽生えます。

緑に関する普及啓発や緑育拠点の整備、人材育成などに取り組み、市民の自主的な緑化活動を支援・促進し、身近な緑化活動から幅広い活動へと広がることで緑と親しむ文化や人を育みます。

＜主な取り組み＞

- ・緑とふれあうイベントの開催や、緑化への取り組みなどを表彰する顕彰制度などにより、市民の緑に対する意識を啓発します。
- ・緑化活動を支える人材の育成や技術的な支援、活動拠点の整備など、市民が緑化や緑の保全を進めるための支援を推進します。
- ・緑化活動によって市民がやりがいや充実感を得て、さらに活動の輪が広がるように支援するしくみをつくります。

基本方針１ 緑豊かなまちを創ります（緑の創出）

１－１ 公園緑地の整備

- ・都市公園の配置検討と整備
- ・社会情勢の変化や市民のニーズに対応した公園づくり
- ・都市公園以外の遊園地や広場等の整備
- 他

１－２ 公園緑地の管理運営

- ・公園緑地の維持管理
- ・民間活力の制度を使った取り組み
- ・市民団体との協働による管理運営
- 他

１－３ 民有地・公共施設の緑化

- ・住宅地の緑化
- ・工場・事業所の緑化
- ・公共施設の緑化
- 他

１－４ 緑のネットワークの整備

- ・街路樹の整備、維持管理
- ・自然環境に配慮した水と親しめる環境の整備

１－５ 緑化重点地区の指定

- ・緑化重点地区の緑化方針
- ・緑化重点地区の区域の設定

基本方針２ 受け継がれてきた緑を守ります（緑の保全）

２－１ 歴史や文化的環境の保全と活用

- ・歴史的環境を形成する緑の保全
- ・文化財及びその周辺の緑の保全
- ・歴史的街並み整備と連携した環境の保全と活用

２－２ 貴重な自然の保全と活用

- ・貴重な自然の保全
- ・観光資源となる美しい自然の保全と活用

２－３ 森林の保全と活用

- ・森林の保全
- ・森林の活用

２－４ 農地の保全と活用

- ・農地の保全
- ・市街地の農地の保全
- ・農地の活用

２－５ 水辺・河川の保全と活用

- ・水辺・河川の保全
- ・水辺・河川の活用

基本方針３ 緑と親しむ文化や人を育みます（緑育の推進）

３－１ 緑化意識の啓発と緑の普及

- ・緑化イベントの開催
- ・緑の顕彰制度の充実
- ・緑の情報発信

３－２ 緑の人材育成と支援

- ・緑化活動の拠点、緑の相談所の設置
- ・緑の普及啓発プログラムの作成
- ・花づくりの支援

３－３ 緑を支えるしくみづくり

- ・緑化活動のつながりづくり
- ・愛護会活動の活性化
- ・地域・市民団体との協働

重点的な取り組み

（１）公園の再生、見直し

都市公園の再編、
リニューアル

都市計画決定された
都市公園の見直し

（２）公園の維持管理

都市公園の維持管理

（３）民間活力による 緑の創出の推進

民間活力の導入

（４）緑育の推進、情報発信

市民との協働の一層
の推進

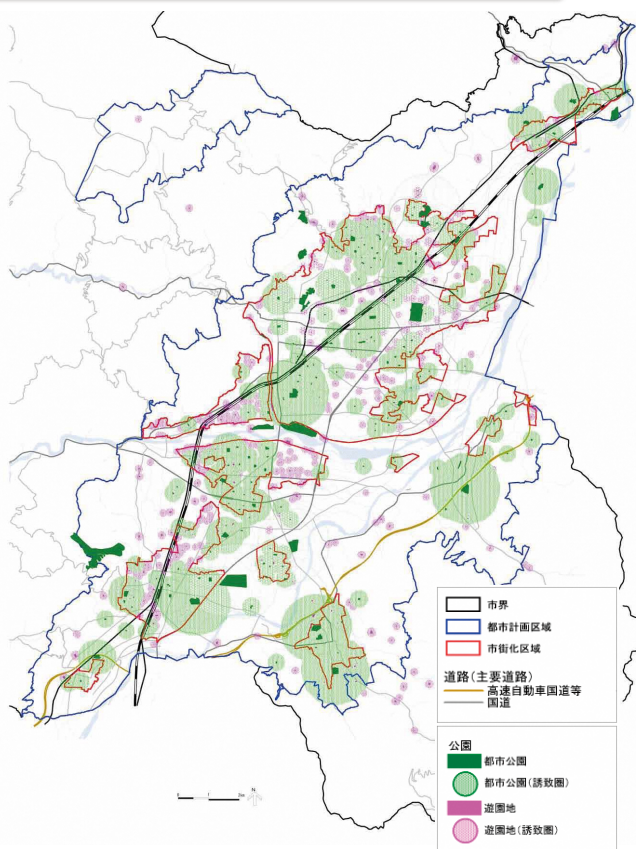
心かよう美しい緑のまち
ながの

長野市の緑の現状

① 都市公園等の面積、配置

都市公園は都市計画区域内において、市民の身近な緑として整備され、人々が住むエリアを誘致圏に含むように計画的に配置されています。

種類			種別	平成30年度 (2018年度)	
				箇所数	面積(㎡)
都市公園	住区基幹公園		街区公園	161	353,468
			近隣公園	20	326,931
			地区公園	5	253,779
	都市基幹公園		総合公園	3	357,186
			運動公園	2	519,000
			風致公園	2	137,000
	緩衝緑地等	特殊公園	2	479,944	
		動植物公園	2	479,944	
都市緑地			8	477,893	
合計			203	2,905,201	
その他	遊園地(開発行為・市設置)		520	366,737	
総合計			723	3,271,938	
人口(人)			378,389		
1人あたり都市公園面積(㎡)			7.68		
1人あたり都市公園・遊園地面積(㎡)			8.65		

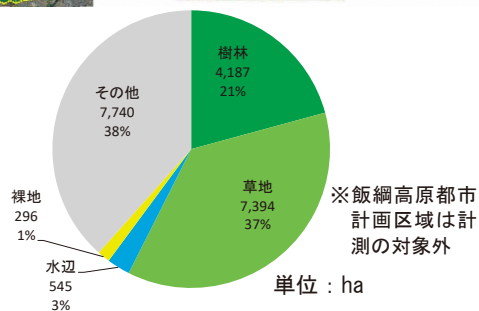
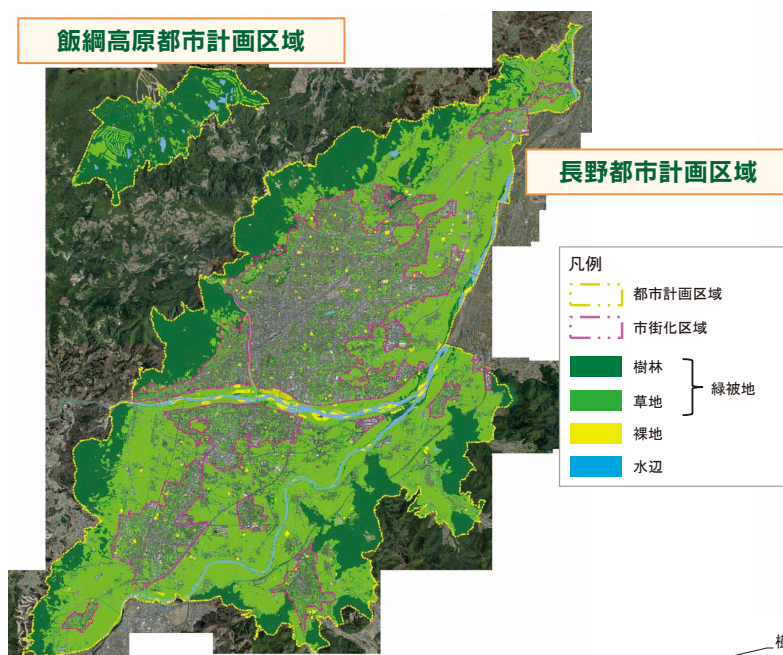


② 緑被率

都市計画区域全体の緑被率（樹林や草地で覆われた割合）は58%、市街化区域内の緑被率は19%です。

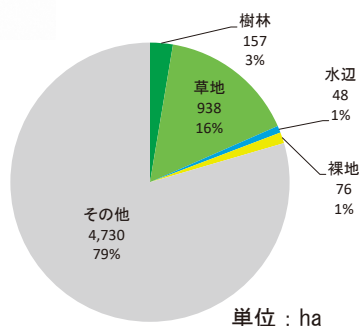
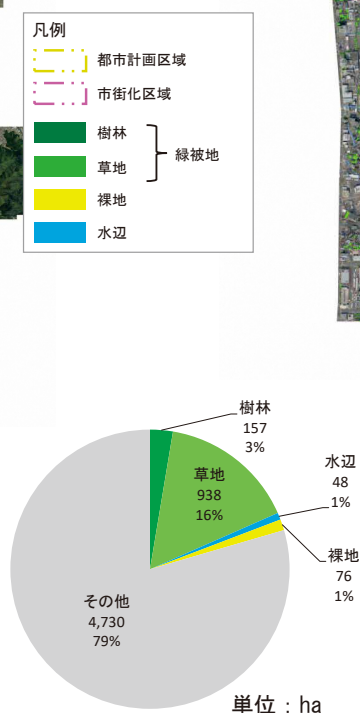
平成19（2007）年度に調査した緑被率と比較すると、都市計画区域内では2%の減少です。

飯綱高原都市計画区域



都市計画区域内の緑被率58%※

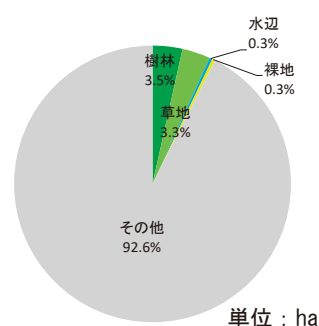
長野都市計画区域



市街化区域内の緑被率19%



中心市街地

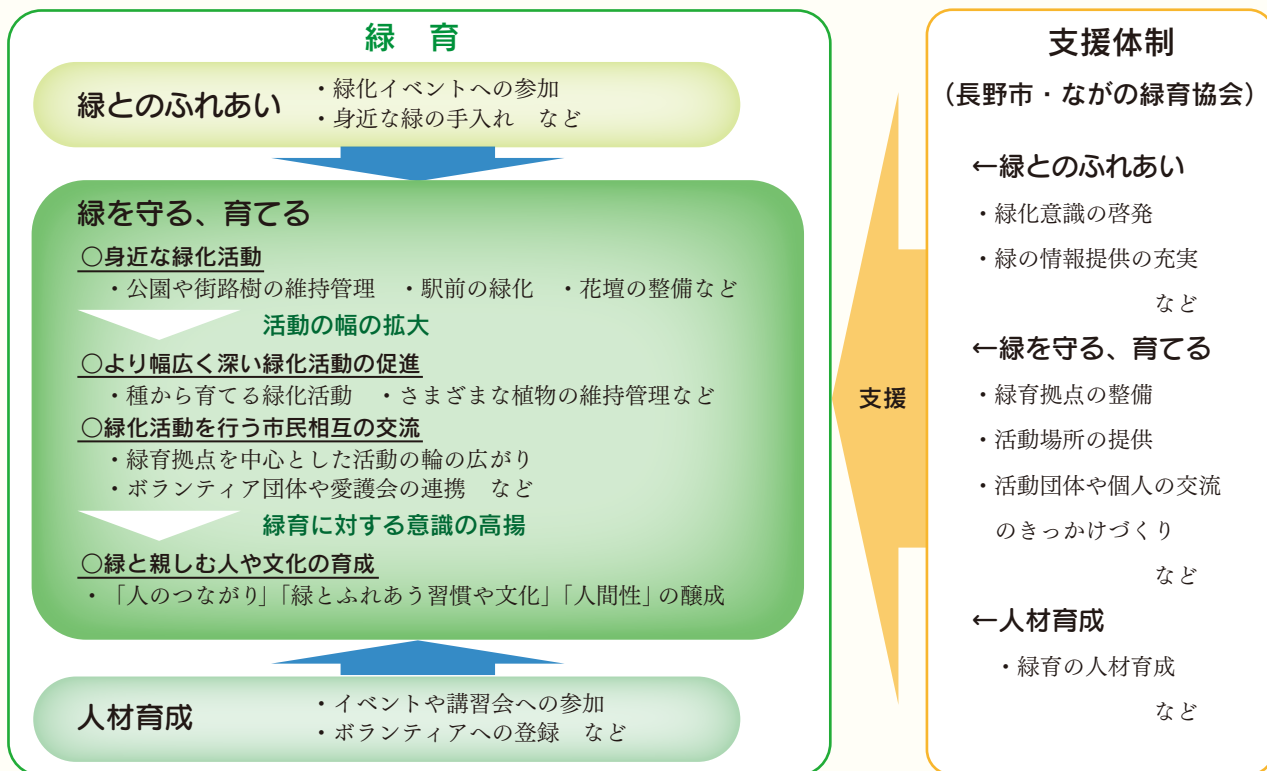


中心市街域内の緑被率7%

緑育の推進イメージ

市民が『緑とのふれあい』をきっかけに『緑を守る、育てる』ことに関心を持ち、身近な緑化活動から活動の幅を広げ、市民相互の交流なども通じて、緑と親しむ人や文化を育てていきます。また、緑育を継続的に進めるために必要な『人材育成』を行っていきます。

長野市やながの緑育協会では、緑育が多くの市民に根付き、市民の緑化活動がより幅広く、より深いものとなるように、緑育の拠点となる場所の整備を進めながら、緑育活動の担い手づくりや関連組織との連携強化、情報提供の充実などの支援を進めていきます。



緑育の人材育成のイメージ

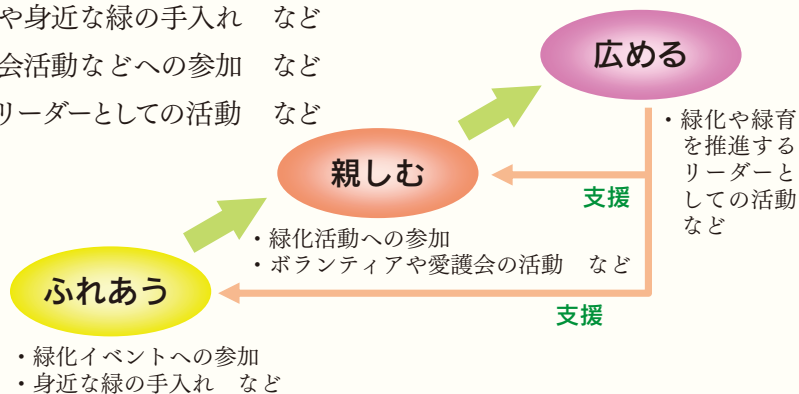
緑育を市民に広げ、緑とふれあう習慣や文化、人間性を醸成していくためには、継続的な緑育の推進と、それを担う人材の育成が必要です。そこで、人材育成として市民と緑との関わりを次の3つの流れで考えます。

【ふれあう】：緑化イベントへの参加や身近な緑の手入れ など

【親しむ】：様々な緑化活動や愛護会活動などへの参加 など

【広める】：緑化や緑育を推進するリーダーとしての活動 など

緑とふれあうことをきっかけに、様々な緑化活動や市民相互の交流を通じて人や緑と親しみ、また、講習会やボランティア活動を通じて緑化や緑育を広める人材となり、市民の「ふれあい」や「親しみ」を支援していくイメージです。



問い合わせ先

長野市 都市整備部 公園緑地課

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-7285 FAX 026-224-5111

E-MAIL kouen@city.nagano.lg.jp